

## 【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 20 号

2011 年 4 月

数週間延長されたプロジェクトの行程表 (Project timetable extended by a few additional months)

イントロダクション

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、きわめて張り詰めた空気の中で行われた 2 月及び 3 月の会議に比べると落ち着いたペースではあったが、4 月にも合同会議を継続した。しかし、ここ 2 乃至 3 ヶ月間に開催された合同会議と同じ緊張感で会議を進めるとする行程表は必ずしも確固としたものではないように思える。4 月 14 日に公表されたポッドキャストで、IASB 及び FASB の両議長は、優先プロジェクト (保険契約、金融商品、リース及び顧客との契約から生じる収益) のコンバージェンスに向けた行程表 (timetable) について触れ、「いまだ対応が完了していない論点を評価した結果、それらの論点の幾つかは多くの企業にとって中核論点となるものであり、これらの基準を開発するために、漠然と作業を続けるのではなく、明示的に数ヶ月の時間を追加することによって、我々全員が便益を受けられる、という共同の結論に達した。」と発表した。

今回の両審議会の合同会議は 5 月 16 日から 5 月 20 日に予定されているが、保険契約に関する会議については、これとは別に 4 月 27 日、5 月 4 日及び 5 月 11 から 5 月 12 日で予定されている。両審議会は 4 月 27 日の会議で、会計上のボラティリティの問題の解決策となりうる表示モデルについて議論すると見込まれているが、現時点では、その他の会議で何が議題となるかは、明確ではない。

その質を「時間の試練に耐え得るものになる」とするべく保険プロジェクトが延長される可能性としては、上記の David Tweedie 卿との合同ポッドキャストにおける Leslie Seidman 氏の言葉を借りれば、IASB と FASB の新しい詳細なワークプランが公表されるまで、このプロジェクトの完了日について現時点で言えるのは、2011 年中のある時点ということだけである。

しかし最近の数週間を振り返ると、両審議会は保険契約に係る IFRS の最終基準化に向けて着実に議論の一致を積み重ねてきており、両審議会が異なる結論に達した販売費用の会計処理と、最終的な処理がまだ決まっていない非デリバティブ要素のアンバンドリングの二つのみはその例外になっている。

このニュースレターは、3 月 21 から 3 月 22 日、29 日及び 4 月 12 日に開催された IASB

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

と FASB の合同会議、3月24日の保険ワーキンググループ、及び4月7日と15日に開催された FASB 単独の会議をカバーしている。合同会議で議論された論点は、超長期契約の割引、明示的なリスク調整、契約の境界線、区分処理（アンバンドリング）、トップダウン方式による割引率の測定及び残余/複合マージンのアンロックである。アンバンドリングについては、両審議会及びそれぞれ単独の会議においても、議論が大きく分かれる状態が続いている。両審議会は結局、他の多くの決定が最終的なものとなり、最終の基準書の形が明確になる段階まで、このアンバンドリングに関する最終決定を先送りすることとした。

このニュースレターで、会議での議論の順番や記録を追うのではなく、これらの会議での議論から生じた主要論点についての我々の見解を示す。また、このニュースレターでは、最終の IFRS の基準書の開発及びそれを保険ビジネスに適用する際に重大なインパクトを与えると我々が考えている決定事項や論点に焦点を当てている。

(注) Deloitteは、個々のIASBの会議の直後にupdateを下記IAS plusのサイトで公表している。<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

最終的な会計モデルにリスク調整負債が含まれる場合に関する合意 (Agreement on risk adjustment liabilities in the event the final accounting model includes them) (3月21日)

両審議会の活動に関する我々の観察によれば、このニュースレターでカバーされる幾つかの会議の中での最も重要な決定は、リスク調整負債がどのように測定されるべきかについて、及び会計モデルにおけるリスク調整負債の位置付けについての両審議会の合意である。但し、この決定は、今後数週間以内に行われるであろうビルディング・ブロックモデルの最終バージョンの選択を先取りするものではない。

この重要な手順を成功裏に行うために、スタッフはいくつかの論点を議論から除外した。除外された論点は、今回の会議での最終結論に依存する論点、あるいは既に暫定的に決定されている論点であり、具体的には以下のとおりである。

- ・ 明示的なリスク調整負債に係る規定の実務への適用（リスク調整負債については、3月中に複数回の教育セッションの対象とされた）。
- ・ リスク調整負債は、履行測定属性と両立し得るものであるという既に得られた暫定的決定。
- ・ コストベネフィット分析テストをクリアし、また実務に適用し得るものである（この点については今後の会議で議論される予定）リスク調整負債が、比較可能性があり、

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

且つ、検証可能な情報を適用するものか否か。

- ・ リスク調整は、どのように単一マージンアプローチに含めることが出来るか（この点については、複合マージンモデルとリスク調整を用いる残余マージンモデルの選択決定がなされる今後の会議で議論される予定）。
- ・ リスク調整の測定は、ポートフォリオレベルか、それより上のレベルで保険会社が拠って立つビジネスモデルに基づく分散効果を表すレベルか（今後の会議で議論される予定）。

スタッフは、その負債を留保しても移転しても保険者のポジションが影響を受けない金額で負債を測定することに焦点を当てるようにリスク調整の目的を改定することを提案した。この提案によれば、リスク調整の目的は今後、「最大の金額」、「リスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう金額」及び「実際キャッシュ・フローが予想を超過するリスク」には言及しないこととなる。この提案をベースとして、スタッフはリスク調整の目的を以下のように提案した。

リスク調整は、保険者のポジションが以下の二つの選択肢のいずれをとったとしても影響を受けない金額でなければならない。

- a) 保険者が当該保険契約を履行する義務を引受けるまたは留保する
- b) 保険者が当該負債を履行するために生じるであろうキャッシュ・フローの期待現在価値と等しい金額を支払う義務を引受ける、または留保する

全体的に、スタッフの提案が過去に棄却された出口価値モデルへの回帰を想起させるものであるため、これに対する両審議会メンバーからは強い支持はなかった。この問題は引き続き議論され、リスク調整の目的を以下のように定義することで議論の一致に達した。

リスク調整は、最終的なキャッシュ・フローが予想を超過する不確実性のリスクを負担するために保険者が要求する補償（compensation）である。

両審議会は、主たる懸念は実際キャッシュ・フローが予想キャッシュ・フローを超えることであるが、リスク調整を定量化する際に保険者はキャッシュ・フローが予想を下回るシナリオも考慮すべきであるということも決定した。様々な意見が飛び交ったが、両審議会はスタッフに対してこの論点に関する固有の適用指針を起稿することを指示した。

適用指針では上記のポイントに加えて、リスク調整負債の測定が予想キャッシュ・フローの金額を増加させることが説明される。即ち、この測定によって、保険者の立場は（リスク調整を含む）保険負債と不確実性がなく合計金額が等しいその他の負債のいずれを選択

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

しても中立になることということである。

#### Deloitte の立場

リスク調整の新しい目的は、出口価値モデルと関連づけることなく、両審議会の意向を明確に示すものであると考えられる。

このアプローチにより、異なるリスクパターンを有する 2 つの契約が、それぞれの平均値が等しいというだけの理由で会計的には同じ測定値になるという懸念が解決されることになる。

改定された用語は、提案されたリスク調整の概略を示しており、又、リスク調整は変動性のリスクのみを対象としている。考慮される要素の複雑さや実務における多様化の可能性を考えれば、我々は、この論点について適用指針を開発するとする両審議会の意向を強く支持する。

### 改定された契約の境界線の定義 (Contract boundary definition amended)

(3 月 22 日)

コメントレターでは、ED で示された契約の境界線の定義を支持する意見が強調されていた。しかし、全ての契約者が法律に基づく更新日に支払うべき平均的な保険料の上昇分を決定するために、契約者の集団の個々のリスクを集約するという特定のリスク評価の方法 (a particular form of risk assessment) が規制により強制されるような特定の保険契約については、その経済実態をこの定義が反映しないという問題点が残されていた。

スタッフは、契約の境界線の定義を改定することでこの問題点を解決しようとした。この提案は、将来のリスクを含むように価格設定されている契約 (保険料水準が更新日又は解約日以降も保証される長期契約) とそうでない契約との間の保険契約の分類に基づくものである。

この段階では、購入した再保険契約に契約の境界線の定義を適用 (後日の会議で検討) すること及び契約の境界線にかかる定義の改定に伴う修正アプローチへの影響 (修正アプローチに関する議論の一部として後日の会議で検討) については意図的に議論の対象外とされた。

これらは、(通常は修正アプローチにより会計処理される) オープンポートフォリオベースで運用される再保険契約や、再保険者と協議されたカバー期間内に発行された全ての出再契約をカバーする再保険契約を購入するために短期契約の発行者が頻繁に繰返している日

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

常の実務に関連する概念である。非重複期間（non overlapping period）として知られるこの論点は、出再者が、既存の出再リスクのプロテクションを超越する実質的な権利を持っていることを意味している。

この論点について我々Deloitteは、質問9への回答としてのコメントレターの中で、以下のように述べた。

「指針は、以下について明確にするべきである。即ち、まだ発行されていない契約に関して再保険契約を出再者が購入した（例えば、再保険契約が今後12ヶ月以内に発行される元受保険契約をカバーする）場合、再保険契約の定義を充足する元受保険契約が販売され、ED43項の原則を用いて再保険契約を測定するための基礎が使用されるまでは、当初の再保険資産は全て、再保険の残余マージン資産によって表示されるべきである。」

スタッフが提示した分析結果と契約の境界線の定義を改善する提案は大きな支持を得た。

両審議会は、何をもって保険リスクが移転されたと考えるかに関する彼らの理解を確かめるために広く議論を行う機会を持った。なぜなら、（保険リスク移転の概念は、）契約の境界線の概念が捕捉しようとする契約の経済的特性と同じだと彼らは考えているからである。この点について両理事会は、移転される保険リスクがどのように価格付けされるのか、更には、測定単位としてポートフォリオを用いる保険契約の会計モデルを開発するという彼らの決定と契約ベースの境界線テストとの適合性について議論した。

スタッフ提案に対する上記のようなあらゆる角度からの分析が、修正された境界線の定義、即ち、更新／解約権の実質的な性質を評価し境界を決定することと更新保険料がポートフォリオベースの価格付け（個々の契約の集合体として）でなされるとき契約の境界線を設定するという両審議会の決定を後押しした。

公式記録として公表された両審議会の暫定的決定は、以下のとおりである。

- ・ 既存の契約がもはやカバーを提供しないか、保険契約者に対して実質的な権利をなら付与するものでない場合に、契約の更新は新しい契約とみなされる。この決定は全員一致で支持された。
- ・ 保険者に特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力があり、保険者が当該リスクを完全に反映する価格を設定できる場合には、実質的な権利（substantive right）は保険契約者に対して付与されていない。更に、価格設定に将来期間に関するリスクが含まれておらず、保険者にポートフォリオレベルでリスクを再評価する権利、又は実務上の能力があり、ポートフォリオの当該リスクを完全に反映する価格を設定できる場合も、実質的な権利は保険契約者に対して付与されていない。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ない。この決定は FASB では全員一致で支持され、IASB の多数により支持された。IASB のメンバーのうち 5 人は、ED と同じように個別契約レベルで契約の境界線を評価するのが好ましい、とした。

- ・ 契約の境界線を決定する際、契約、法令又は規制から生じるすべての更新権が考慮されなければならない。この決定は全員一致で支持された。

#### Deloitte の立場

コメントレターの中で、我々は以下のように提案した。

「27 項(b)の契約の境界線の定義を改定して「特定の保険契約者」への言及を「保険契約の特定の種類 (class)」に置き換える。この提案により、「共同体料率 (community ratings)」として知られる単一のリスクを有する保険契約者の特別な集団 (specified group) に対して行われることも契約の境界線の一例であり、引受行為が契約の境界線の起因となる契約条項に含めて考慮される。このような状況下では、将来の保険料や関連する給付金が、保険契約者の特別な集団に新たにリスクベースの料率設定ができる実務的能力を保険者が有することとなる日以降に生じる場合には、それらの将来の保険料や関連する給付金は期待値計算から除外されるのが適切である。」

Deloitte はさらに、法律や規則により強制される条項や条件がある場合には、契約の一部であるかのように、これらを契約の境界線に含めることを提案した。

これらの提案はいずれも、我々が実質的判断が必要と考える概念的基礎の暫定的決定に含められた。まずはじめに、新しい IFRS は「実質的権利 (substantive right)」の識別を要求する。次いで、保険者は、「共同体料率」に利用される料率設定の要素が、更新前の期間を対象としたものであり、更新期日を越えて適用するものではないことをテストするよう要求される。このテストをクリアできない場合は、個々の保険契約者のリスクを再評価する保険者の能力が契約の境界線を決定する。

#### 無配当保険契約の割引率の選定におけるトップダウンアプローチの明確化 (Clarification of the top down approach to discount rate selection for non-participating contracts) (4 月 12 日)

将来の IFRS の基準書を、割引率選定に係るトップダウンアプローチに対して開かれたものにするという暫定結論は、幾人かの ED への回答者から歓迎された。回答者からのインプットを受けて、このアプローチには更なる議論と調整が必要とされた。

両審議会は 4 月 12 日に会議を開き、無配当保険契約の割引率の決定にトップダウンとボト

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ムアップの両アプローチを認めるという2月17日の暫定結論の細部をより明快にした。この論点は3月24日の保険ワーキンググループ (IWG) の会議においても議論され、その会議において挙げられた懸念の一部については、この合同会議においても議論された。

両審議会の理事の何人かは幾つかの質問を行ったが、その大半は関連する論点に対する彼らの理解を明確にすることに焦点を当てたものだった。一人の理事は、保険契約の発行者が通常の保険会社でない場合に、割引率の選定手続きに実務上の便法を使用することを提案した。こうした選定手続きの簡略化の要望は過去の会議において既に棄却されており、今回もごく少数からの支持を得るに止まった。

我々が注目したのは、スタッフが、トップダウンの割引率は資産ベースの割引率ではないことを明確にした（同様に、ボトムアップの割引率はリスクフリーレートではない）ということであった。従って、トップダウンアプローチにおいても、割引率には保険負債のキャッシュ・フローの属性を反映させるというEDの基本的な特徴を取り込むことになる。

全体的にみれば、両審議会の理事は、意見の相違のないまま、スタッフの分析と到達した結論を支持した。これよりスタッフは、この分析を仕上げ、無配当保険契約の割引率の測定に関する基準について最終的な文言を準備することとなる。差し当たり、両審議会の決定事項の公式記録に含まれる、スタッフ文章の草案を以下に報告する。

- a. “保険者は現在の市場の情報に基づいて適切なイールド・カーブを決定しなければならない。保険者は、保有する実在の資産のポートフォリオの、又は保険契約負債の属性に類似した属性を持つ資産の参照ポートフォリオのいずれかの現在の市場利回りを反映したイールド・カーブを基にして、保険契約負債のイールド・カーブを決定することができる。
- b. イールド・カーブの特定のポイントについて観察可能な市場価格が存在しない場合、保険者は公正価値測定に関する両審議会のガイダンス、具体的にはレベル3の公正価値測定と整合した見積値を使用しなければならない。
- c. 金融商品 (the instruments) のキャッシュ・フローは、保険契約負債のキャッシュ・フローの特性を反映するように調整されなければならない。キャッシュ・フローの調整にあたっては、保険者は以下の両方の調整を行わなければならない：
  - i. タイプ I。2つのキャッシュ・フローの時期の違いを調整するために出発点として選択された（実際又は参照）ポートフォリオに含まれる資産を、保険負債キャッシュ・フローのデュレーションと一致させる。
  - ii. タイプ II。資産に内包されたリスクのうち、保険負債に関係ないリスクを調整する。資産に内包されたリスクで保険負債に関係ないものの観察可能な市場リスク

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

プレミアムが存在しない場合、会社は上記(b)と整合的な、市場リスクプレミアムを決定する適切な技法を使用することになる。”

- d. ‘トップダウン’アプローチを採用する保険者は、保険負債キャッシュ・フローに固有の流動性と資産キャッシュ・フローに固有の流動性の間の差額について調整する必要はない。”

両審議会は漸く、有配当契約の割引率選定アプローチの開発並びに短期契約の支払備金の会計処理に割引が必要かの判断といった、保険負債の割引に関するその他の論点にアプローチすることができるようになった。

#### Deloitte の立場 (Deloitte position)

我々は、ボトムアップアプローチを実行する際に要求される非流動性調整の測定は難しさがあることから、トップダウンアプローチの使用を強く支持してきた。

我々はコメントレーターの中で、参照資産のポートフォリオの期待不履行損失に係る信用リスクを取り除くために、IFRS9 で開発された、調整に係る類似の規定を最終の IFRS の基準書に含めることを提案してきた。これにより、保険契約を担保する資産の会計処理における信用リスクの認識と、保険契約負債に使用される割引率の間に整合性がもたらされることになる。

スタッフが (タイプ II の調整のガイダンス) としてペーパーに記載した詳細な説明は、信用リスクについて観察可能な市場価格が存在しない場合に、見積もりに固有の不確実性に対して引き当てを行うために期待不履行損失の見積値を増額させるような、会社固有のアプローチを支持しているように思われる。

両審議会のアンバンドリングに対する姿勢は、最終会計モデルにこれを含めること以外は依然不透明である (The Boards' position on unbundling requirements remains unclear other than for their intention to include them in the final accounting model) (3月21日)

スタッフは両審議会による検討のために、アンバンドリングに関するペーパーを提出した。このペーパーの性格は主としてディスカッション・ペーパーであり、その目的はスタッフに対して将来の意思決定ペーパーの作成のためのガイダンスを提供することにある。そのため、両審議会はこのペーパーの中で意思決定を行うことを求められていない。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。



このペーパーでスタッフは、アンバンドリングの背景、目的、アンバンドルすべき契約の構成要素及びアンバンドリングの議論の進め方について焦点を当てている。

審議会での討議を観察した限りでは、両審議会はほぼ全員一致でアンバンドリングを支持しているように思われた。かような理事の明確な意思はあるものの、その他のほとんど全ての事項については両審議会の個々の理事の間でもその取り扱い是不透明のままであった。

我々が討議の中で注目した主な懸念事項は以下のとおりである。

- ・ 両親議会は、アンバンドルされた財務情報の意思決定にとっての有用性を客観的に検証することが出来るかどうかを決定するアプローチについて合意出来ていない。この決定とは表現を変えれば、アンバンドルされた構成要素が保険契約の一部でないとした場合に、その測定と認識は、保険契約の一部であった場合に比して大きく異なるのかを決めるということである。
- ・ 保険契約にバンドルされた構成要素の測定方法が異なる場合には、会計上の裁定が行われる潜在的な可能性がある。
- ・ 代替的なアンバンドリングの制度 (alternative unbundling regimes) が求める判断の程度及びそれが財務諸表の比較可能性に与える影響はどうか。
- ・ 経済的ミスマッチを忠実に報告することに対するアンバンドリングの影響及びアンバンドリングが既知の会計ミスマッチを生み出すのか又は軽減することになるのかどうか。

#### Deloitte の立場 (Deloitte position)

財務諸表の作成者にとって負担となることなく、意思決定に有用な情報を提供するようなアンバンドリングの制度を定義する道はあると我々は未だに確信している。

我々は、両審議会が保険契約のうち以下の要素についてのみアンバンドリングを要求すべきであると信じている。すなわち、(i) 保険契約と相互依存関係にないもの、(ii) 商業的実態のない理由で保険契約に含まれているもの、である。

この提案は、明らかに保険基準の外側にある要素に限定してアンバンドリングの会計を適用するという効果を持ち、結果としてより意味のある情報を表示することになると思われる。

## 利益マージンのアンロック・アプローチへの準備作業

(Preparatory work on the approach to unlock profit margins) (3月29日)

利益マージンのアンロックは、新しい会計モデルの中で最も重要な項目の1つであり、昨年12月に再審議プロセスが始まって以来、多くの関心を引きつけてきた。保険ビジネスの将来利益の発生パターン及び会計上のボラティリティの問題は、両審議会がこの分野で行うことになる意思決定に左右される。

こうした理由から、両審議会が出来るだけ多くの情報を取り入れて意思決定を行うことに熱心であったことは理解出来ることであり、3月29日の両審議会の合同会議には新しい教育ペーパーが理事に提示されている。なお、このペーパーは2011年3月24日のIWG会議にも提出されている。

ED はシステマティックかつ合理的な基準に従って残余及び複合マージンを償却させることを提案していた。複合マージンについては、計算式に基づく償却が提案されていた。

公式な投票ではなかったものの、IASB の理事達はアンロックについて暫定的支持を表明し(10対4)、アンロックを適用する場合には、非金融インプットに関する仮定の将来における変更を反映させるためにマージンを将来に向かって調整し、更に、それを“変動(float)”させるべきだと述べている。この“変動”の概念は、負債測定的基础となる期待キャッシュ・フローの将来に向かっての測定値が、有利な方向又は不利な方向に変化する場合、その両方の動きに対応して残余/複合マージン負債が変化することを意味している。

FASB の理事は本件について現時点での見解を示すことをきらい、この件に関しての投票を公式な意思決定セッションまで保留した。

我々は、どの様な変数の変更を損益に反映させ、更に、どの様な変数の変更を翌期に繰り越すマージンへの“変動”調整のために使用するのかを決定するための原則について、両審議会が更なる議論を行うことで合意したことに注目した。将来の議論についてのこのガイダンスには、“変動”調整の概念的基礎を定義する必要があること、及び、最終的な適用要件が許容範囲内の複雑さであり、且つ、殆どのケースにおいて実務に可能なものであることを確認するための分析を含んでいる。

IASB の理事の幾人かは、“変動”残余マージンの最終決定にあたっては、例えばその他包括利益の利用のような、会計上のボラティリティに対応するために両審議会が下した全ての決定事項を考慮すべきであるとの意見を述べている。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

FASB の理事達はこの提案が新しい会計モデルにもたらす、利益の平準化と繰延の概念的適切性について懸念を表明している。

#### Deloitte の立場 (Deloitte position)

我々は、残余マージンを計算基礎率の変動に合わせて再計算することが、保険契約のオープンポートフォリオを組成し、管理するという保険者の経済性を適切に反映するものであることを信じている。キャッシュ・インフローが、通常の場合、ほとんどの約定キャッシュ・アウトフローに先行して受領されるため、保険の経済サイクルには事前に資金が積み上がる性質があり、この事実が、当初の現在履行価値の超過額、即ち当初の残余マージンを各報告日における履行価値の再測定値の変動に対するクッションとして用いることを概念的に正当化する。

動的的に測定されるビルディング・ブロックの将来に向かっての変化は、システムティックな利益への解放を行った後の残余マージンの更なる解放を行うために利用されるべきである。

さらに、ポートフォリオが不利となった場合、マージンの残高は必要に応じて損益に解放されるべきである。

我々は、本来当該期間に報告すべき結果の一部であるべき経済的ボラティリティの要素を温存することになるかもしれないが、このマージンのアンロックが損益計算書におけるボラティリティを減少させることになると信じている。

#### 前向きな保険ワーキンググループ会議

(A positive Insurance Working Group meeting) (3月24日)

保険ワーキンググループ (IWG) は、3月24日に会議を開催した。なお、この IWG は、保険業における会計上の論点の分析について IASB を補助するために設立されたものである。

会議の主な項目は、保険契約合同プロジェクトの進捗状況、これまでの割引率の決定に関する議論、情報の表示と会計上の利益のボラティリティの問題、ボリューム情報の表示及び残余マージンのアンロックである。

割引率の算定にトップダウンアプローチを認めるという決定は、IWG に参加していた多く

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

の保険業界の代表者から歓迎され、各自が自社で適用することができる」と表明している。上記で報告したように、両審議会は4月12日の会議において、最終のIFRSの基準書にトップダウンとボトムアップの割引率の概念的な調和を織り込むべきだとする両審議会のいずれをも納得させる水準の合意に達したと思われる。

IWG 会議において、保険業界の代表者及び幾人かの投資家は、最終のIFRSの基準書において、参照ポートフォリオに全ての種類の資産を含めることを認め、会計上の恩典から誘引される意図せざる資産配分の偏向を避けるべきであると提案している。

要約マージンにボリューム情報を含めるように拡張する提案には前向きな反応があった。この議論の中では更に、IASB に対して会計上のボラティリティを軽減するためにその他包括利益を使用することを再検討するよう強い要望があった。

最後に、市場に由来する短期変動をそれ以外の収益及び費用から分離するために、区分計算 (sub-total) を検討するに当たっては一定の柔軟性を認めるという考えが前向きに受け入れられたということに我々は注目している。この決定に対するIASB 及びそのスタッフからの用心深い反応は、単に短期のボラティリティを表示上個別掲記する可能性について認めるというものであった。

上記で指摘したとおり、IWG の“変動マージン”に対する受け止め方は前向きであった。

我々は、IASB が5月16日及び6月に3回目のIWG 会議を開催する予定であると知らされている。これらの計画は、前述の両審議会会長の合同アナウンスメントの後に変更される可能性がある。

#### 他の暫定的結論及び教育セッション

(Other tentative decisions and educational sessions)

#### 明示的リスク調整に関する教育セッション

(Explicit risk adjustments educational sessions) (3月22日の会議)

両審議会は幾人かの演説者を招聘し、明示的リスク調整について教育セッションを行うこととした。この教育セッションの目的は、実務において明示的リスク調整がどのように計算されるのか及びそれに関連する論点を両審議会に提供するところにある。このセッションは教育セッションであるので、両審議機会は何ら意思決定を求められていない。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

Lonergan, Edwards&Associates の Tony Coleman 氏はオーストラリアの会計モデル、基準及び実務の主要な特徴に焦点を絞ったプレゼンテーションを両審議会に行った。全体としてこのセッションは、財務諸表の作成者に理不尽な負担を強いることなく市場参加者に有用な情報を提供するものとして、明示的リスク調整の使用を支持している。

Swiss Re の Mark Swallow 氏及び Leopoldo Camara 氏は経済価値管理 (Economic Value Management) として知られる Swiss Re の管理会計フレームワークについて両審議会にプレゼンテーションを行った。このモデルは、リスク調整負債の計算に資本コストを使用することに焦点が当てられている。

両プレゼンテーションで挙げられた主要な論点は、両審議会が最終的にどのような会計モデルを選択するかに関係なく、求められる開示の品質が、当該会計モデルが財務諸表作成者、利用者及びその他の利害関係者の必要性を満たしているか否かの決定要因となるという点である。

#### **超長期デュレーション保険契約の割引率**

**(Discount rate for ultra-long duration contracts) (3月21日の会議)**

スタッフは、観察可能なデータが存在しない期間のイールド・カーブについて必要となる追加的な検討事項を分析したペーパーを両審議会に提出した。そのような契約に対処するため、スタッフは、超長期キャッシュ・フローの割引率の変更をその他包括利益に反映させ、更に、その他包括利益には、イールド・カーブのうち観察不能な部分に帰属する測定上の変化の全てを含めることを提案した。

両審議会は、このスタッフからの提案は全ての変化を損益認識するという新しい会計モデルの原則に例外を作ることになるため、受け入れる姿勢を示さなかった。さらに、両審議会は全ての保険契約について単一の会計モデルを維持することを望んでおり、このようなタイプの契約に異なるアプローチを創出する理由を見出せなかった。そのため、両審議会は、全体的な会計モデルの再審議が完了に近づく日を待って、改めてこの論点を見直すことを決定した。

#### **組込デリバティブの区分処理**

**(Bifurcation of embedded derivatives) (3月21日)**

両審議会は、主契約である保険契約に密接に関連しない組込デリバティブについて区分処理し、公正価値評価の差額を損益処理するという ED の提案を承認した。この決定には、

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

裁量性のある有配当性の取り扱い、預り金要素のアンバンドリング、財又はサービスの提供義務のアンバンドリングは含まれていない。これら3つの取引は個別のセッションで後日議論される。

両審議会は、組み込まれた構成要素の基礎に非金融リスクを持つ特性が組み込まれた商品は、この決定には含まれないことを明確にしている。この様な特性が組み込まれた組込要素の例として、既存の保険契約に、将来新たな保険カバーを追加するオプションが挙げられる。

#### **割引率のトップダウンアプローチ—FASB のみの教育セッション**

**(Top down approach to discount rates – FASB only educational session) (4月7日)**

FASB は4月7日に教育セッションを開催し、4月12日の合同会議で提案されるペーパーについて議論した。

#### **その他包括利益を通じた保険負債割引率変更の会計処理—FASB のみの教育セッション**

**(Accounting for insurance liabilities discount rate changes through OCI – FASB only educational session) (4月15日)**

翌週に開催された2つめの教育セッションは、FASB スタッフから提案された、割引率の変更から生じる保険契約負債のグループの現在履行価値の変動を全てその他包括利益で処理するという取り消し不能の処理を認めるという案についてであった。この保険契約のグループは“保険種目 (business line)”と呼ばれ、ED で定義されているポートフォリオの下位のグループとなるものである。

その他包括利益に認識された金額は、割引の解放 (unwind) を伴って、損益にリサイクルされる。

FASB の理事は、この件について意思決定を求められていないものの、我々が認識している理事のコメントの多くは、スタッフにとって批判的であった。

会計上のボラティリティの問題のその他包括利益による解決については、4月27日の両審議会の合同会議の議題となると我々は理解している。